

平成21年7月21日
北海道電力株式会社

託送供給約款の燃料費調整の取扱いについて

託送供給約款において定める負荷変動対応電力料金については、現在、その燃料費調整単価の算定方法に関して電気事業法に基づく特例承認を受け（平成21年3月16日）、託送供給約款以外の供給条件を設定し、平成21年5月1日から新しい制度による燃料費調整を実施しております。

このたび、当社は、電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」（平成20年3月）および「今後の望ましい電気事業制度の詳細設計について」（平成20年7月）における制度変更の内容を反映すべく託送供給約款の変更届出を行なうにあたり、負荷変動対応電力料金の燃料費調整の方法について、引き続き同一の取扱いといたしたく、平成21年7月8日に電気事業法に基づく特例承認を経済産業大臣に申請していましたが、本申請内容について、平成21年7月13日に経済産業大臣より承認を受けましたので、お知らせいたします。

なお、変更の概要については下記のとおりです。

記

1. 実施期間

平成21年9月1日から、託送供給約款を変更し実施する日の前日までの間

2. 料金その他の供給条件

別紙「託送供給約款以外の供給条件の内容」のとおり

以上

託送供給約款以外の供給条件の内容

1 適用

この託送供給約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、託送供給約款（平成 21 年 7 月 8 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者に対して、平成 21 年 9 月 1 日から託送約款を変更し実施する日の前日までの間、適用いたします。

2 燃料費調整

- (1) 平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの期間における、託送約款 21（負荷変動対応電力）(3)ハの変動範囲内電力料金，託送約款 21（負荷変動対応電力）(4)ロの変動範囲超過電力料金，託送約款附則 5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)イ(ハ)の特別変動範囲内電力料金および託送約款附則 5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)ロ(ロ)の特別変動範囲超過電力料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、各項の規定によらず、燃料費調整単価がロ(ロ) a, b または c により算定される場合は、ハによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価がロ(ロ) d により算定される場合は、ハによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間とは、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

ロ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

- a 基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (31,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ニの基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 31,100 \text{円}) \times \frac{\text{ニの基準単価}}{1,000}$$

- b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される負荷変動対応電力に適用となる燃料費調整単価の

算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
平成21年4月1日から 平成21年6月30日までの期間	平成21年9月1日から 平成21年9月30日までの期間
平成21年5月1日から 平成21年7月31日までの期間	平成21年10月1日から 平成21年10月31日までの期間
平成21年6月1日から 平成21年8月31日までの期間	平成21年11月1日から 平成21年11月30日までの期間
平成21年7月1日から 平成21年9月30日までの期間	平成21年12月1日から 平成21年12月31日までの期間
平成21年8月1日から 平成21年10月31日までの期間	平成22年1月1日から 平成22年1月31日までの期間
平成21年9月1日から 平成21年11月30日までの期間	平成22年2月1日から 平成22年2月28日までの期間
平成21年10月1日から 平成21年12月31日までの期間	平成22年3月1日から 平成22年3月31日までの期間

(ロ) 平成21年9月1日から平成22年3月31日までの期間に使用される負荷変動対応電力に適用となる燃料費調整単価

平成21年9月1日から平成22年3月31日までの期間に使用される負荷変動対応電力に適用となる燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回り、かつ、基

準燃料費調整単価が、(ハ)に定める経過措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,100 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ハ)に定める経過措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ハ})\text{に定める経過措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 経過措置の燃料費調整単価

経過措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	平成21年9月1日から 平成21年9月30日までの期間	3銭
	平成21年10月1日から 平成21年10月31日までの期間	3銭
	平成21年11月1日から 平成21年11月30日までの期間	3銭
	平成21年12月1日から 平成21年12月31日までの期間	3銭
	平成22年1月1日から 平成22年1月31日までの期間	3銭
	平成22年2月1日から 平成22年2月28日までの期間	2銭
	平成22年3月1日から 平成22年3月31日までの期間	2銭

ハ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の託送約款 21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ニ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 4 銭 6 厘
-------------	-----------

ホ 燃料費調整単価等の通知

当社は、イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格およびロによって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

- (2) 平成 22 年 4 月 1 日以降における、託送約款 21（負荷変動対応電力）(3)ハの変動範囲内電力料金、託送約款 21（負荷変動対応電力）(4)ロの変動範囲超過電力料金、託送約款附則 5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)イ(ハ)の特別変動範囲内電力料金および託送約款附則 5（変動範囲超過電力料金についての特別措置）(3)ロ(ロ)の特別変動範囲超過電力料金について、燃料費調整（燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。）は、各項の規定によらず、イによって算定された平均燃料価格が 31,100 円を下回る場合は、ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、イによって算定された平均燃料価格が 31,100 円を上回る場合は、ニによって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3625$$

$$\beta = 0.9476$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,100 \text{円}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される負荷変動対応電力に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の託送約款 21（負荷変動対応電力）(1)に定める適用範囲に該当する電気の電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 4 銭 6 厘
-------------	-----------

へ 燃料費調整単価等の通知

当社は、イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格およびロによって算定された燃料費調整単価を契約者にお知らせいたします。

3 その他

供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。